

ID: 150

担当部署: 産業観光課

|  |                       |         |       |
|--|-----------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 利用の許可                 |         |       |
| 例規名<br>根拠条項  | 八頭町改善センター等設置条例 第3条第1項 |         |       |
| 例規番号   | 平成17年条例第123号          |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/> (利用の許可)<br/> 第3条 改善センターの施設又は備品を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において、改善センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b><br/> 根拠条文、第4条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。<br/> (利用の制限)<br/> 第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、改善センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者<br/> (2) その他町長が適当でないと認められる者</p> <p>(公の施設の利用における措置)<br/> 第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。</p> |                       |         |       |
| 標準処理期間   | 1日                    |         |       |
| 備考   |                       |         |       |
| 設定年月日  | 平成26年7月1日             | 最終変更年月日 | 年 月 日 |